

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、北海道医療大学（以下「本学」という。）、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校（以下「歯科衛生士専門学校」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ、個々の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 点検評価全学審議会

### (点検評価全学審議会)

第2条 本学に、次の各号に掲げる事項を行うため、点検評価全学審議会（以下「全学審議会」という。）を置く。

- (1) 本学、歯科衛生士専門学校の点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 評価委員会の総括に関すること。
- (4) 点検及び評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- (5) 卒業生アンケート等に関すること。
- (6) アドバイザリーボードに関すること。
- (7) 内部質保証システムの策定に関すること。
- (8) その他点検評価にかかる総合調整に関すること。

2 全学審議会は、次の各号に掲げる事項について点検及び評価を行う。

- (1) 教育理念・目的に関する事項
- (2) 教育研究組織に関する事項
- (3) 教員・教員組織に関する事項
- (4) 教育内容・方法・成果に関する事項
- (5) 学生の受け入れに関する事項
- (6) 学生支援に関する事項
- (7) 教育研究環境に関する事項
- (8) 診療及び臨床教育に関する事項
- (9) 社会連携・社会貢献に関する事項
- (10) 管理運営・財務に関する事項
- (11) 内部質保証に関する事項
- (12) その他全学審議会が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項に係る点検項目は、全学審議会が定める。

### (構成)

第3条 全学審議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 総合図書館長
- (6) 大学病院長
- (7) 歯科衛生士専門学校長
- (8) 个体差医療科学センター長
- (9) 个体差健康科学研究所長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が指名する者

2 全学審議会議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

### (会長)

第4条 全学審議会に会長を置き、学長をもって充てる。

2 会長は、全学審議会を招集し、その議長となる。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する全学審議会の委員が職務を代行する。  
(議事)

第5条 全学審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 全学審議会の議事は、出席した委員の3分の2をもって決する。

### 第3章 評価委員会

(評価委員会)

第6条 全学審議会の下に、次の各号に掲げる評価委員会を置く。

(1) 各学部評価委員会

(2) 各研究科評価委員会

(3) 専門学校評価委員会

(4) 医療機関評価委員会

(5) 附属研究所等評価委員会

(6) 事務局評価委員会

2 評価委員会は全学審議会が定める項目について点検と評価を行う。

(設置及び運営)

第7条 前条各号の評価委員会は、当該実施部局の教授会等において組織される。

2 評価委員会の構成は、当該実施部局等に委任する。

(アドバイザーボード)

第8条 全学審議会の下に、アドバイザーボードを置く。

2 アドバイザーボードに関する事項は、全学審議会で定める。

### 第4章 審査委員会

(審査委員会)

第9条 全学審議会が行う点検評価に関して、本学職員からの質疑・異議の申立受理機関として審査委員会を置く。

2 審査委員会は、質疑・異議の申立があった場合は当該事項の資料を収集し、事情の調査を行い、学長にその結果の報告書を提出しなければならない。

3 学長は、審査委員会の報告書を受理後、必要に応じ全学審議会に対し是正措置等を講ずるとともに、その内容を審査委員会に報告する。

(構成)

第10条 審査委員会は、学長の指名した各学部等の本学専任教授若干名の委員をもって構成し、学長が委嘱する。

(委員長)

第11条 審査委員会に委員長を置き、委員の中から学長が委嘱する。

2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名する委員が職務を代行する。

(任期)

第12条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5章 点検評価の実施及び結果の公表・対応

(点検評価の実施)

第13条 全学審議会は第2条第3項に定める点検項目のうちから、当該年度に実施する点検項目を定める。

2 評価委員会は、定められた点検項目について、自ら点検及び評価を行い、その結果を全学審議会に報告する。

3 全学審議会は評価委員会の報告に基づき、改善を要する事項・方法等について実施部局に対する意見を述べることができる。

(内部質保証)

第14条 常任理事会は、全学審議会の実施した点検評価結果について、内部質保証の面から意見を述べるができる。

(報告書等の作成及び公表)

第15条 全学審議会会長は、点検評価の結果を取りまとめ、報告書として理事長に報告し、かつ、公表する。

(点検評価結果の対応)

第16条 学長及び所属長は、全学審議会が行った点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努める。

2 前項の改善事項については、当該実施部局において改善計画書を作成し、全学審議会に回答する。また、改善計画の進捗状況及び実施結果について、全学審議会に報告する。

## 第6章 雑則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、全学審議会が別に定める。

(事務の所管)

第18条 全学審議会の事務は、総務企画課が所管する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、全学審議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成4年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月23日から施行する。